

家族に相続争いを起こさない中央式遺言ノススメ

中央式遺言って何？

遺言に記載することができる内容は法定されており、多くの場合、相続財産をどのように分けるかについて、遺言者の意思により指定する内容を中心として作成されています。

しかし、当事務所では、これに加え、**遺言書に相続紛争を予防する機能を持たせる**ことに力点を置いています。具体的には、遺言の中に「付言事項」という項目をもうけて、なぜ遺言書を作成したのか、どのような理由で分配方法を決めたのか、相続人に対する思いや伝えたいこと、感謝の気持ちなどを遺すことにより、相続人間の話し合いがスムーズにできるように配慮した遺言書作成を支援しております。なお、当事務所では、このような遺言を、当事務所の特徴ある遺言として「中央式遺言」と呼んでいます。



どうして必要なの？

相続紛争は相続財産がたくさんある家庭の問題と思われがちですが、実は、**相続財産が少なくても相続紛争はたくさん発生**しています。裁判所の調停のうち、7割前後が5000万円以下の財産で揉めているのです。つまり、自宅と預金が相続財産であるような場合には、相続人全員が納得するような分け方をするのが難しいのです。

どうやって作るの？

推定相続人（将来相続人となる方）を戸籍謄本等で確定します。

相続財産を、登記簿謄本、評価証明書等により概ね確定します。

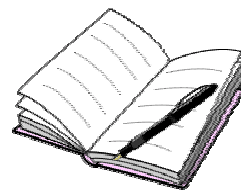
（相続財産は今後変動する可能性があります、相続財産総額を確認したり、遺留分を試算してみるなどの必要があります）

遺言の内容、付言事項を検討するためにお話をお聞きします。

遺言書の案を作成し、その内容について打ち合わせをします。

遺言書の案が確定したら、公証人に下書きを依頼します。

当事務所職員立会のもと、公証人役場で遺言書を作成します。



遺言執行者はどうするの？

せっかく作成した遺言を、遺言の趣旨どおりに執行するために、遺言執行者を選任することをお勧めします。**遺言執行者を選任**しておけば、多くの場合、反対する相続人の協力がなくても遺言どおりに遺言を執行することができます。当事務所においても遺言執行者を引き受けております。

遺言の保管は？

作成した遺言は、公証人役場で原本が保管されます。また、当事務所が遺言執行者となった場合には**当事務所においても遺言書謄本を保管**いたします。当事務所では、年に一度、毎年1月中旬～下旬にお便りを差し上げるようにしております。そうすることにより、万が一相続が発生していた場合に、相続人の方に遺言の存在をお知らせすることになります。

お問い合わせは中央合同事務所まで 電話053-458-1551

〒430-0929 静岡県浜松市中区中央二丁目12番5号